

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成18年12月14日(2006.12.14)

【公表番号】特表2006-515685(P2006-515685A)

【公表日】平成18年6月1日(2006.6.1)

【年通号数】公開・登録公報2006-021

【出願番号】特願2004-565332(P2004-565332)

【国際特許分類】

G 0 2 C 13/00 (2006.01)

【F I】

G 0 2 C 13/00

【手続補正書】

【提出日】平成18年10月26日(2006.10.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

人間またはその他の哺乳動物の身体の中または上での使用中にタンパク質に長時間曝される医用器具の表面上へのタンパク質吸着を抑制するための方法であって、有効な量のNIPAMポリマーを前記表面に分配する方法。

【請求項2】

NIPAMポリマーを含む組成物を適用することによって、NIPAMポリマーを医用器具の表面に分配する、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

NIPAMポリマーを前記表面に化学的にグラフトすることによって、NIPAMポリマーを前記医用器具に分配する、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

医用器具がコンタクトレンズ、眼球内レンズ、カテーテル、心臓ステント及び人工装具からなる群から選択される、請求項1～3のいずれか1項に記載の方法。

【請求項5】

医用器具がコンタクトレンズである、請求項4に記載の方法。

【請求項6】

医用器具が眼球内レンズである、請求項4に記載の方法。

【請求項7】

請求項1～3のいずれかに記載の方法で変性されたレンズの表面を有するコンタクトレンズ。

【請求項8】

請求項1～3のいずれかに記載の方法で変性されたレンズの表面を有する眼球内レンズ。

【請求項9】

コンタクトレンズの表面上へのタンパク質吸着を抑制するために有効な量のNIPAMポリマー及び医薬的に許容できるその担体を含むコンタクトレンズを処理するための溶液。

【請求項10】

溶液の表面張力が 50 mNm^{-1} より小さくなるために十分な量のNIPAMポリマーを含む、請求項9に記載の溶液。

【請求項 1 1】

溶液がコンタクトレンズを毎日処理するために適した多目的溶液である、請求項 9 または請求項 1 0 に記載の溶液。

【請求項 1 2】

医用器具の表面上のタンパク質吸着を低減させるための、NIPAMポリマーの使用。

【請求項 1 3】

医用器具がコンタクトレンズ、眼球内レンズ、カテーテル、心臓ステント及び人工装具からなる群から選択される、請求項 1 2 に記載の使用。

【請求項 1 4】

医用器具がコンタクトレンズである、請求項 1 2 に記載の使用。

【請求項 1 5】

NIPAMポリマーの分子量が 1 0 0 0 - 3 0 0 0 0 0 ダルトンである請求項 1 2 ~ 1 4 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 1 6】

医用器具がコンタクトレンズであり、コンタクトレンズを装用に先立って NIPAMポリマー含有溶液の中に保管することによって、または、NIPAMポリマーをコンタクトレンズを毎日処理するための多目的溶液の中に組み込むことによって、コンタクトレンズの表面を変性する、請求項 1 2 ~ 1 5 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 1 7】

コンタクトレンズを処理するために適した組成物であって、有効量の NIPAMポリマーと 1 またはそれ以上の眼科的に許容できる抗菌剤を含む組成物。

【請求項 1 8】

NIPAMポリマーの分子量が 1 0 0 0 - 3 0 0 0 0 0 ダルトンである請求項 1 7 に記載の組成物。